

## 小曾根第1ポンプ場ほか5施設で使用する電力の調達仕様書

本仕様書は、小曾根第1ポンプ場ほか5施設（以下「ポンプ場」という。）で使用する電力の調達について、仕様を定めたものである。

### 1. 需給対象

別表1 需給対象のとおり

### 2. 需要設備の概要

別表2 需要設備の概要のとおり

### 3. 契約電力、予定使用電力量

別表3 契約電力、予定使用電力量（ポンプ場）のとおり（ただし、契約電力は、令和4年度最大値なので見積価格を算出するための参考値とし令和6年4月当初の契約電力は令和6年3月の値とする。それ以降は、その1月の最大需用電力と前11月の最大需用電力のうち、いずれか大きい値とする。）なお、最大需要電力が500kW以上となる場合は、本文を適用せず改めて契約電力について協議するものとする。

### 4. 供給期間

令和6年（2024年）4月1日0時から令和7年（2025年）3月31日24時まで

### 5. 供給期間中の各月の電力使用計画

別表3 契約電力、予定使用電力量のとおり  
（但し、令和4年度実績値なので見積価格を算出するための参考とする。）

### 6. 需給地点

対象建物構内開閉器室に施設した各ポンプ場所有の高圧気中開閉器の電源側接続点

### 7. 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じとする。ただし取引用計量装置は、一般送配電事業者の所有とする。

### 8. 保安責任分界点

電気工作物の財産分界点と同じ。

### 9. 供給の方法

各ポンプ場6施設で使用する電気を需要に応じて全量供給するものとする。

#### 10. 検針日及び計量

検針日は毎月 1 日とし、1 日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。

#### 11. 電力量の検針方法

供給会社の検針方法による。

#### 12. 料金の算定方法

電気料金の算定期間は毎月 1 日 0 時から当該月の末日 24 時までの期間とする。電気料金は、基本料金と電力量料金に基づく 2 部料金制とする。料金の支払いは毎月とする。

各月の電気料金の算定においては、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を含むものとする。なお、入札価格の算定にあたっては、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないものとする。

なお、燃料費調整額は、大阪府地域を管轄する一般送配電事業者の最終保障供給約款による燃料費調整額を上回らない範囲で協議のうえ調整を行うことができるものとする。

#### 13. 力率

力率は、その 1 月のうち毎日 8 時から 22 時までの時間における平均力率とする。単位は、%とし、小数点以下第 1 位を四捨五入する(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は 100%とする。)

なお、入札価格算定時の力率は 100%とする。

#### 14. 電気の安定供給

受注者は、発注者に対し電気の安定供給に努めること。

#### 15. その他

- (1) 供給実施に際しての条件等詳細については、発注者と受注者双方による協議の上、書面により定めるものとする。
- (2) 契約期間中における予定使用電力量を契約年間使用量とし、年間の実績使用量が契約年間使用量に対し、一定水準に達しない場合でも料金の追加請求を行わないこと。
- (3) 請求書の他に施設毎の内訳(契約電力、使用電力量、単価等)を月毎にまとめた電子データをダウンロード可能にするか、もしくは送付すること。電子データは標準的な表計算ソフトの形式とする。詳細については協議によるものとする。